

摂津市における 協働と市民公益活動支援の指針

～「みんなが育む つながりのまち 摂津」の実現に向けて

協働の輪を広げよう！～



平成 24 年（2012 年）9 月

摂 津 市

◆◇◆ 目 次 ◆◇◆

1. はじめに	1
(1) 本指針の構成	2
(2) 指針策定の背景	3
(3) 指針策定の目的	4
(4) 指針の役割	4
2. 協働のまちづくり	5
(1) 協働とは	5
(2) 協働の意義・なぜ必要なのか	7
(3) 協働のまちづくりとは	8
(4) 協働の広がりが期待される分野	11
3. 協働の進め方	12
(1) 協働を組み立てるステップ	12
(2) 協働を進めるための秘訣	13
(3) 協働の担い手の役割と動き方	15
(4) 協働の領域と方法	17
4. 市民公益活動を育み協働の輪を広げよう	18
(1) 市民公益活動と協働の関係	18
(2) 市民公益活動とは	19
(3) 市民公益活動を育む意義	20
5. 協働のまちづくりを広げていくための取組み	21
(1) 協働の土壌づくり	22
(2) 市民公益活動の仲間づくり	24
(3) 市役所の協働力の向上	25
参考資料	26
(1) 摂津市における協働と市民公益活動支援の指針策定経過	26
(2) 協働の事例	34
(3) 用語の解説	40

1. はじめに

思い、つなげる。ひろげる。～種、土、肥やしで樹を育てる～

ここに、ひとつの木の種があります。どのような木に育つかはわかりません。ただ、芽生えの日を待つひとつの種があります。

その種は育ちの場となる「土」と出会い、受け止められて芽を出します。その小さな木は、暖かな日差しに照らされて、土から、水から、空気から、多くの「肥やし」に支えられ、強く大きく育っていきます。そしてその木は、暑い夏の日差しから、冷たい冬の北風から、まちの人々を守ってくれる大きな樹となるでしょう。

まちには、たくさんの「種」があります。それは、「こうなればいいのに」「こんなものがあればいいのに」など、ひとりひとりの「思い」です。

まちには、ひとの思いを温かく受け止める「土」があります。それは、ひと、場所、機会など、様々な「きっかけ」です。

まちには思いを育てるたくさんの「肥やし」があります。それは、経験、知恵、知識、人脈、資金、労力など、ひとりひとりの持つ「ちから」です。

ひとりひとりのまちへの「思い」が、ある「きっかけ」に出会うことでつながって動きとなります。その動きが広がることで、様々なひとの「ちから」に支えられ、カタチとして実現していきます。このように、「思い」をカタチにしていく中で協働が生まれます。

しかし、ひとはそれぞれできることが異なります。思い浮かべるものも異なります。それぞれがバラバラではうまく「思い」は育てられません。それぞれの違いを大切に、認め合いながら、「ちから」を生かすには工夫が必要です。そこでこの指針をつくりました。

指針には、思いの種を大きな樹にする「育て方」が描かれています。

ひとりひとりの思いを大切に。思いが夢で終わらぬように。



※上記文章は、協働のまちづくり推進協議会委員の皆さんの指針への想いとして、提言書から引用しています。

(1) 本指針の構成

本指針は以下のような構成になっています。

1. はじめに	○指針策定の背景 ○指針策定の目的 ○指針の役割
---------	--------------------------------

考え方

2. 協働のまちづくり	○協働とは ○協働の意義・なぜ必要なのか ○協働のまちづくりとは ○協働の広がりが期待される分野
3. 協働の進め方	○協働を組み立てるステップ ○協働を進めるための秘訣 ○協働の担い手の役割と動き方 ○協働の領域と方法
4. 市民公益活動を育み協働の輪を広げよう	○市民公益活動と協働の関係 ○市民公益活動とは ○市民公益活動を育む意義

目標を実現するための取組みの方向性

5. 協働のまちづくりを広げていくための取組み	○協働の土壌づくり ○市民公益活動の仲間づくり ○市役所の協働力の向上
-------------------------	---

(2) 指針策定の背景

少子高齢化や核家族化、情報化など、社会環境の変化に伴い、市民の意識・価値観・ライフスタイルも変容し、地域で抱える課題や市民ニーズもより多様化・高度化しています。

これまで、主として行政が公共サービスを提供し、課題解決に取り組んできましたが、行政だけでは市民や地域の実情に応じたきめ細かな対応や課題の解決をすることが困難になってきています。

一方で、広く市民生活の向上や課題解決を目的とした自主的・主体的な非営利活動（公益活動）を行う市民や事業者などが増えてきており、多様な担い手が能力を発揮し、協働しながら地域を支えることが可能となってきています。

市民意識・価値観の変化

情報化や国際化の進展、社会経済の成熟化などにより、市民の意識や価値観は大きく変化し、「もの」の豊かさから、「心」の豊かさを求めるようになり、一人ひとりを大切にしたい暮らしや自分らしさの発見、誰かのために役立ちたいといった、自己実現の場や生きがいの場を見出そうという傾向が見られるようになりました。

そのため、多くの分野で、市民自らがまちづくりの主体として関わり、ノウハウや能力を生かしながら社会参加するという意識が高まりを見せ、広く市民生活の向上や課題解決を目的とした、自主的・主体的な活動を行う市民や事業者などが増えてきています。

多様化・高度化する市民ニーズ

個々の市民の意識・価値観の変容に加え、少子高齢化や核家族化の進行、長引く不況、地域のつながりの希薄化など、社会情勢のめまぐるしい変化により、市民が求めるニーズが多様化・高度化しています。これら多様化・高度化する市民ニーズについて、以前のように個人や家庭による自助、地域社会の助け合い（共助）での対応には限界がある一方、公平・平等を原則とする行政においても、質的・量的に十分に応えることが難しくなってきています。

地方分権の推進

近年、地方分権が進み、これまで国や都道府県が行ってきた様々な事務や権限が地方へと移譲され、自主自立のまちづくりに向けた環境の整備が進んでいます。

これまで以上に、行政は、市民と一緒に地域特性を生かした、魅力あるまちづくりを推進していくことが求められています。

現状では、「協働」に対する認識が、人それぞれで受け止め方が異なり、協働の取組みの方法や手順もあまり知られていません。そこで、指針を策定し考え方を共有していく必要があります。

(3) 指針策定の目的

この指針は、摂津市において市民や事業者などによる市民公益活動を活発化し、多様な担い手による“協働のまちづくり”を広げていくことを目的に策定します。

そのためには、「摂津市に関わるすべての人が協働と市民公益活動を理解すること」や、「“協働のまちづくり”を進める具体的な方策」が必要であることから、協働と市民公益活動支援についての認識と取組みの方向性を共有できる指針とします。

(4) 指針の役割

◆摂津市で協働を実践していくこと

指針を示すことで協働と市民公益活動支援についての共通の理解を進め、協働を実践することです。

◆協働をうまく進めること

協働の経験が個人にとどまっており共有されていません。協働の基本的な進め方（手順）やノウハウを共有することで協働を円滑に進めていくことです。

◆協働を広げていくための取組みを明らかにすること

摂津市において市民公益活動を活発化し、協働を広げていくために必要な取組み・仕組みを明らかにし、今後の施策展開の指針とすることです。

2. 協働のまちづくり

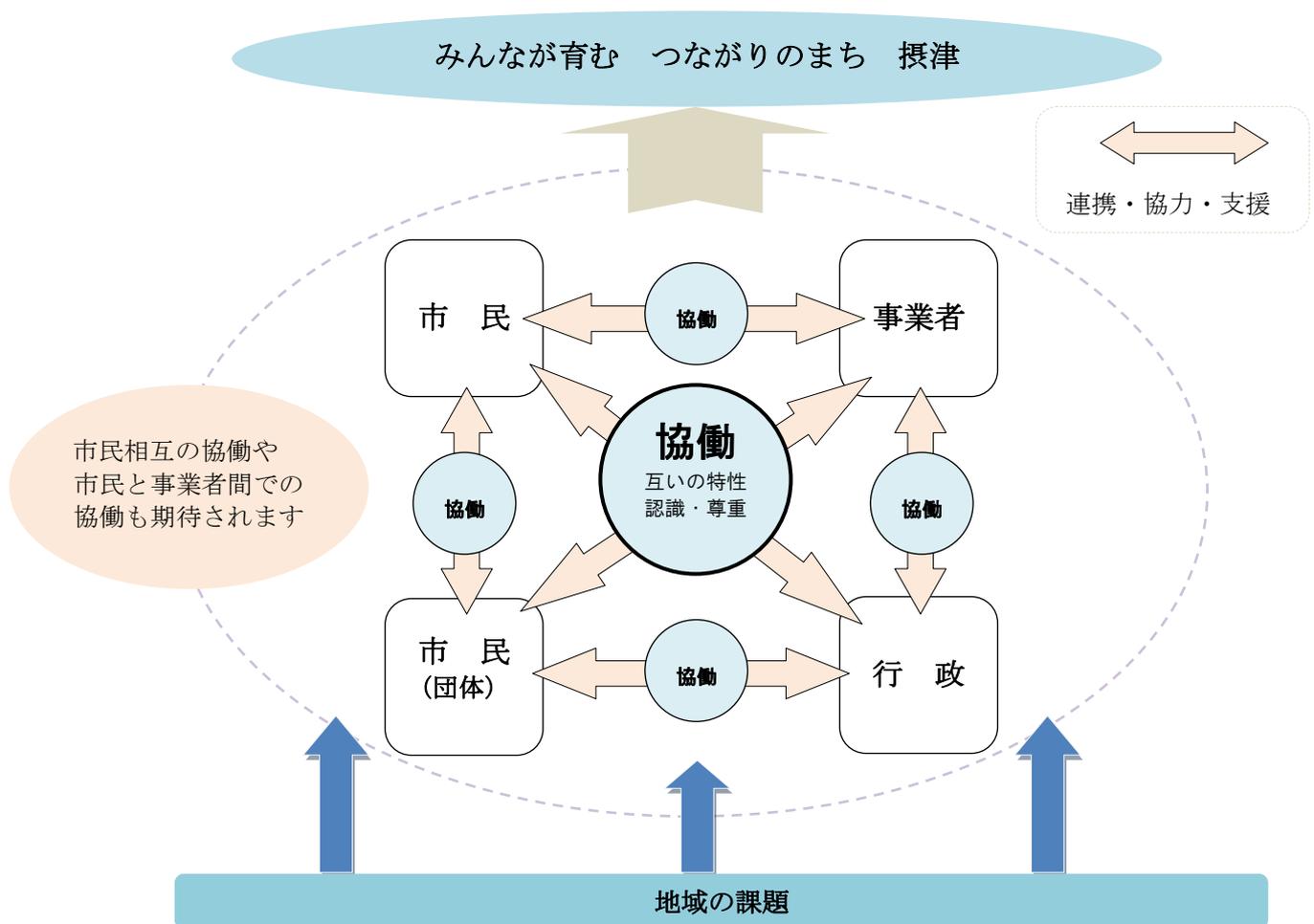
(1) 協働とは

平成 32 年度を目標とする第 4 次摂津市総合計画では、めざす将来像を、「みんなが育む つながりのまち 摂津」とし、まちづくりを協働によって進めていくことにしました。

協働の定義（摂津市がめざす協働の姿）

めざす将来像の実現に向けて、摂津市に関わるみんなが、自主性、自発性をもって、互いの特性を認識・尊重しながら、共通の目標を達成するために対等な立場で連携・協力すること。

【協働のイメージ】



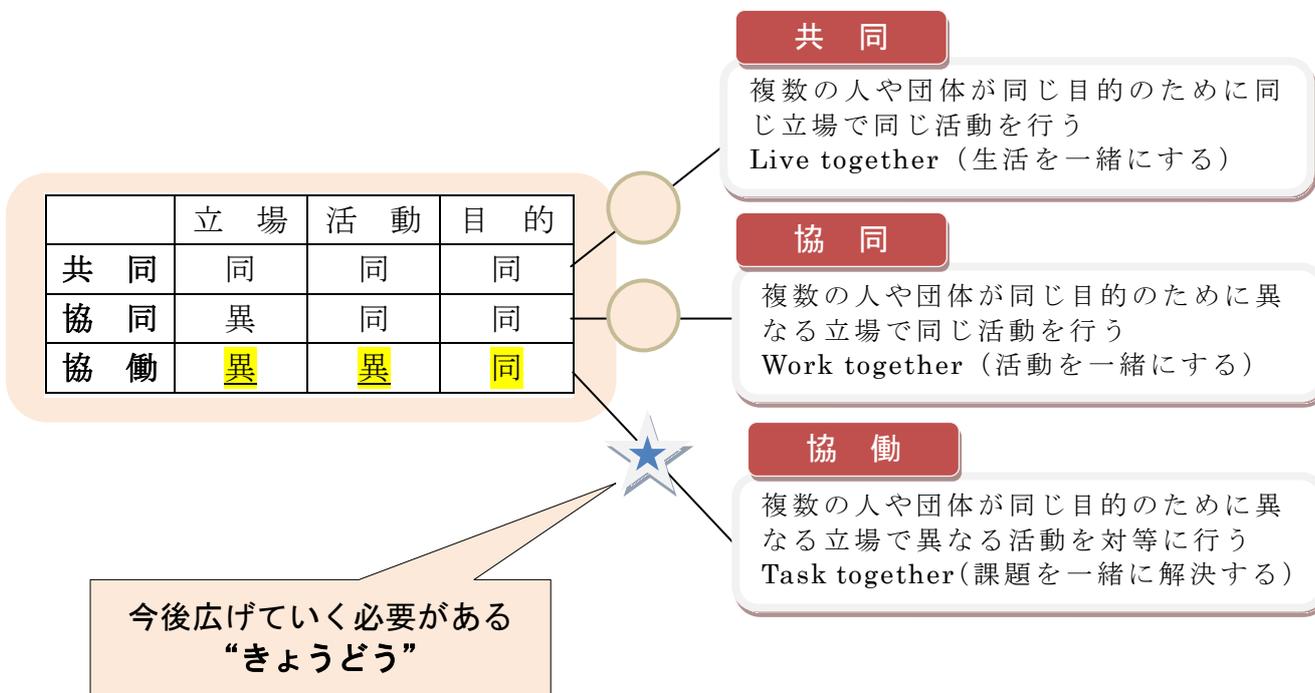
*市民・事業者・行政とは… 摂津市では、指針において以下のように定義します。

市民…市内に住む人、市内で働く人、活動する人、学ぶ人、
及びそれらの者で構成される団体
事業者…市内で事業や活動を行う法人その他団体
行政…摂津市及び摂津市の地域社会に関係する公共機関

※上記区分で一律に区分けされるものではなく、活動内容に応じて区分が変わる場合も考えられます。

◆ 3つの「きょうどう」

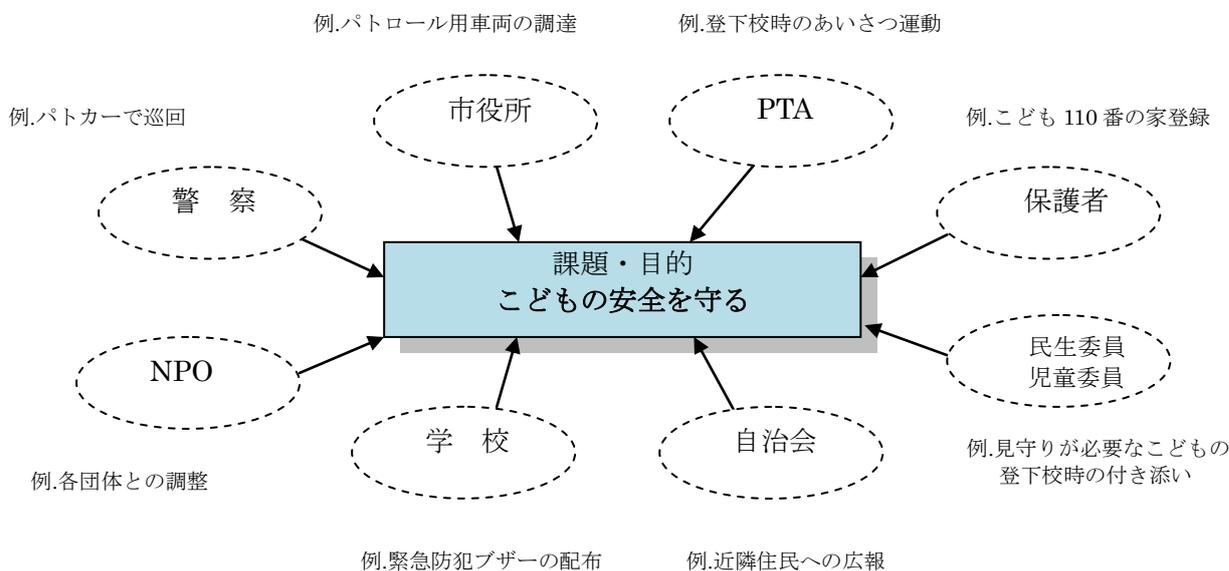
「きょうどう」には3つの考え方があり、どの「きょうどう」も、まちづくりを進めるうえで欠かせない取組みの形態です。



例

「こどもの安全を守る」というテーマ

「こどもの安全を守りたい」と考えている異なる立場の人や団体が「一様に登下校時のこどもに声をかける」という取組みをすれば、それは「協同」です。しかし、それぞれが自分の得意な力を生かした「こどもの安全を守る」取組みを分担して行えば、今後広げていく必要がある「協働」の形になるのです。



(2) 協働の意義・なぜ必要なのか

市民、事業者、行政による協働によって、どのようなメリット、効果を生むことになるのでしょうか。

市民にとって…

[個人]

- ◎多様なニーズに合った、きめ細かで柔軟な公共サービスが受けられるようになります。
- ◎社会の中で活動の場や機会が広がります。
- ◎まちづくりへの関心や参画意識が高まります。
- ◎事業者や行政を含め多様な人とつながることで見識が深まり、自己研鑽が図れます。

[団体]

- ◎組織的な活動基盤の安定化や活動の活性化が図られます。
- ◎地域住民との連帯感の向上や、協力の輪が広がります。
- ◎活動が広く認知され、信頼性を高めることにつながります。
- ◎活動を実現するために行政への提案などが容易になります。

事業者にとって…

- ◎社会的認知度が向上し、信頼性を高めることにつながります。
- ◎異なる視点を持つ市民や行政との協働で新たな事業のヒントが生まれるかもしれません。
- ◎市民や行政を含め多様な人とつながることで、社員や構成員の意識改革が図れます。
- ◎社会貢献活動をより発展させていくことが可能になります。

行政にとって…

- ◎異なる発想と行動力を持つ市民や事業者とつながることで、職員の意識改革が図れます。
- ◎市民や事業者が持つ柔軟性、迅速性、専門性を生かした施策の展開が可能になります。
- ◎新たな事業への取組みや既存事業の見直しにつながり、効果的な行政運営ができます。
- ◎市民や事業者との企画立案段階からの連携・協力で行政の透明性の向上が期待できます。

誰もがまちづくりの担い手になれるのが協働です。個人の活動でも公益的な視点を加えればまちづくりへの参画につながります。また、事業者も利潤の追求にとどまらず社会的責任を果たす一つの方法として、公益活動にも積極的に取り組み始めています。担い手が多ければ公共サービスが豊かになり、まちづくりの可能性は広がります。

一人の思いでも、共感の輪が広がり、協働することができれば、みんなでまちを育てることにつながります。サービスを提供する側も、サービスを受ける側も双方に満足度が高まります。また、新しい価値を創造し、社会を変えていくことができるかもしれません。そして何よりも自分のまちが好きになり、このまちに住み、学び、働いて良かったと実感できるのです。

(3) 協働のまちづくりとは

摂津のまちをより良くしていくために、多様な人や団体が持ち味を生かして連携・協力する（つながる）仕組みである「協働」のまちづくりを進めていきます。

摂津市における「協働のまちづくり」とは

摂津のまちをより良くしていくために、それぞれが個別に取り組むよりも、多様な人や団体が持ち味を生かして連携・協力する（つながる）ことで、より多くの成果を生み出すことです。

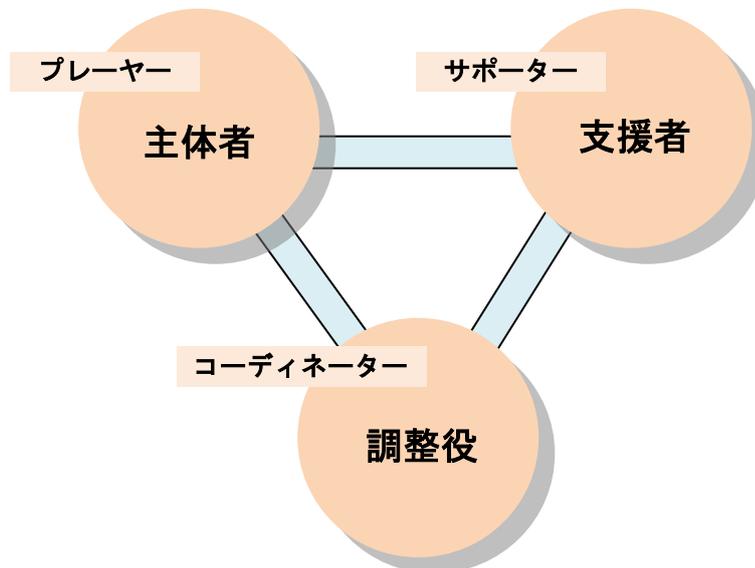
コンパクトな摂津市の良さである“顔が見える関係性”を生かしながら、まちづくりを進めていきます。

そして、摂津市独自の取組みを生み出し、まちの特色や魅力を発展させていきます。

◆協働のまちづくりは、「主体者」「支援者」「調整役」のチームワークで

協働のまちづくりでは、主体的に活動する「主体者」、それを支える「支援者」、全体を調整する「調整役」が、それぞれの役割を果たすチームワークが重要です。

協働の目的・テーマによって、「主体者」「支援者」「調整役」の立場はその都度変わります。



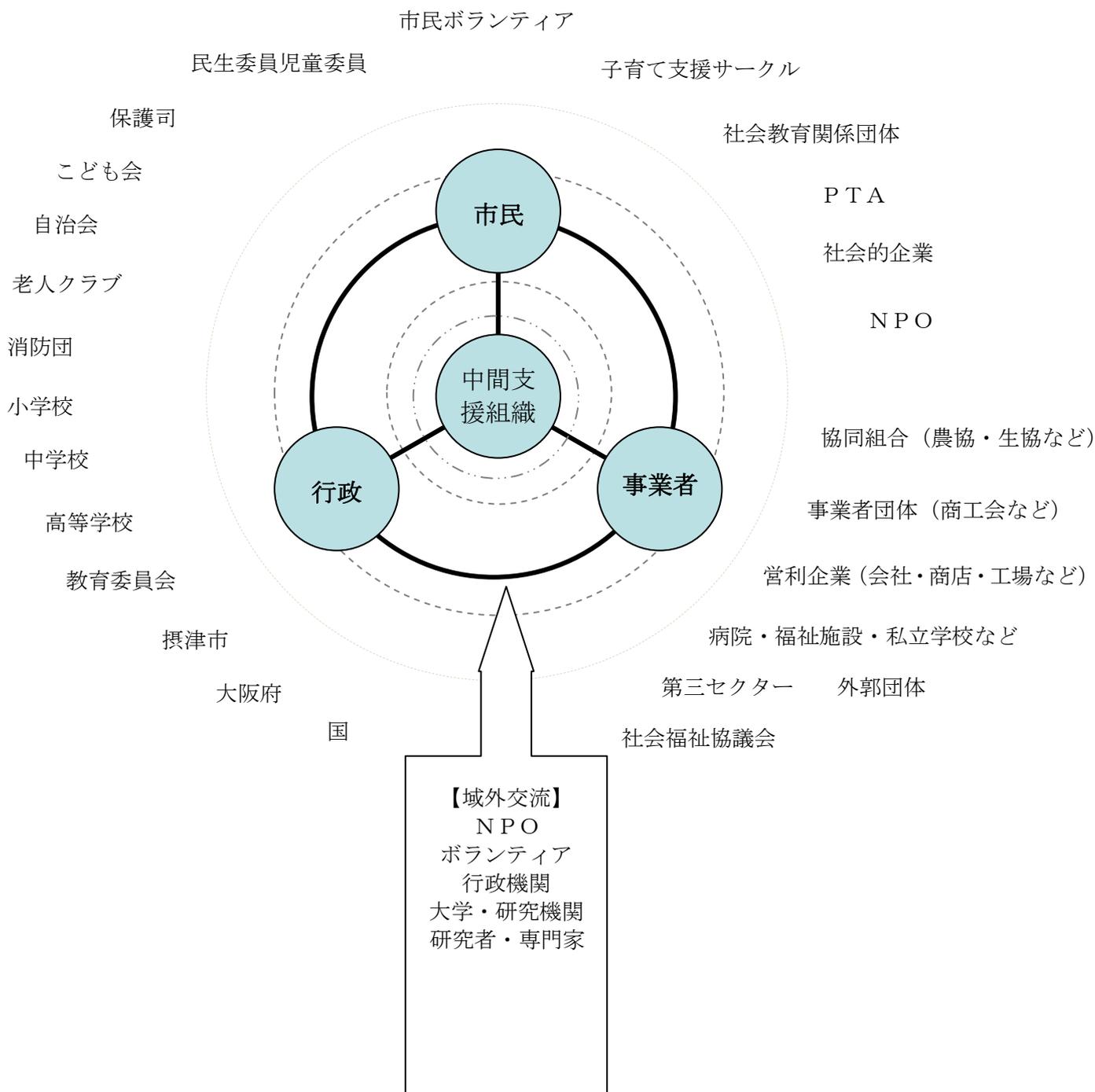
* 「主体者」（プレイヤー）は、イベントを例にすれば、当日の受付や司会のみを担当するなど、単発的に関わる人や団体もあれば、責任者として企画から実施までを進める人や団体があったりと、関わりの頻度や度合いによらず、主に取組みの部分を担当します。

* 「支援者」（サポーター）は、専門知識、ノウハウ、場所、設備、資金の提供、PRや集客の協力、後援（信用を与える）などを行います。

* 「調整役」（コーディネーター）は、市内外の様々な担い手とつながりを持ち、思いや得意とすることを把握し、担い手をつなぐとともに、より良い協働の実践につながるよう、調整・助言します。

◆協働の担い手のイメージ

協働の担い手は、それぞれができることや得意なことを持ち寄り、協働の目的・テーマによって、「主体者」「支援者」「調整役」と関わる立場を変えながら活動します。
 中間支援組織は、主に「調整役」を担います。



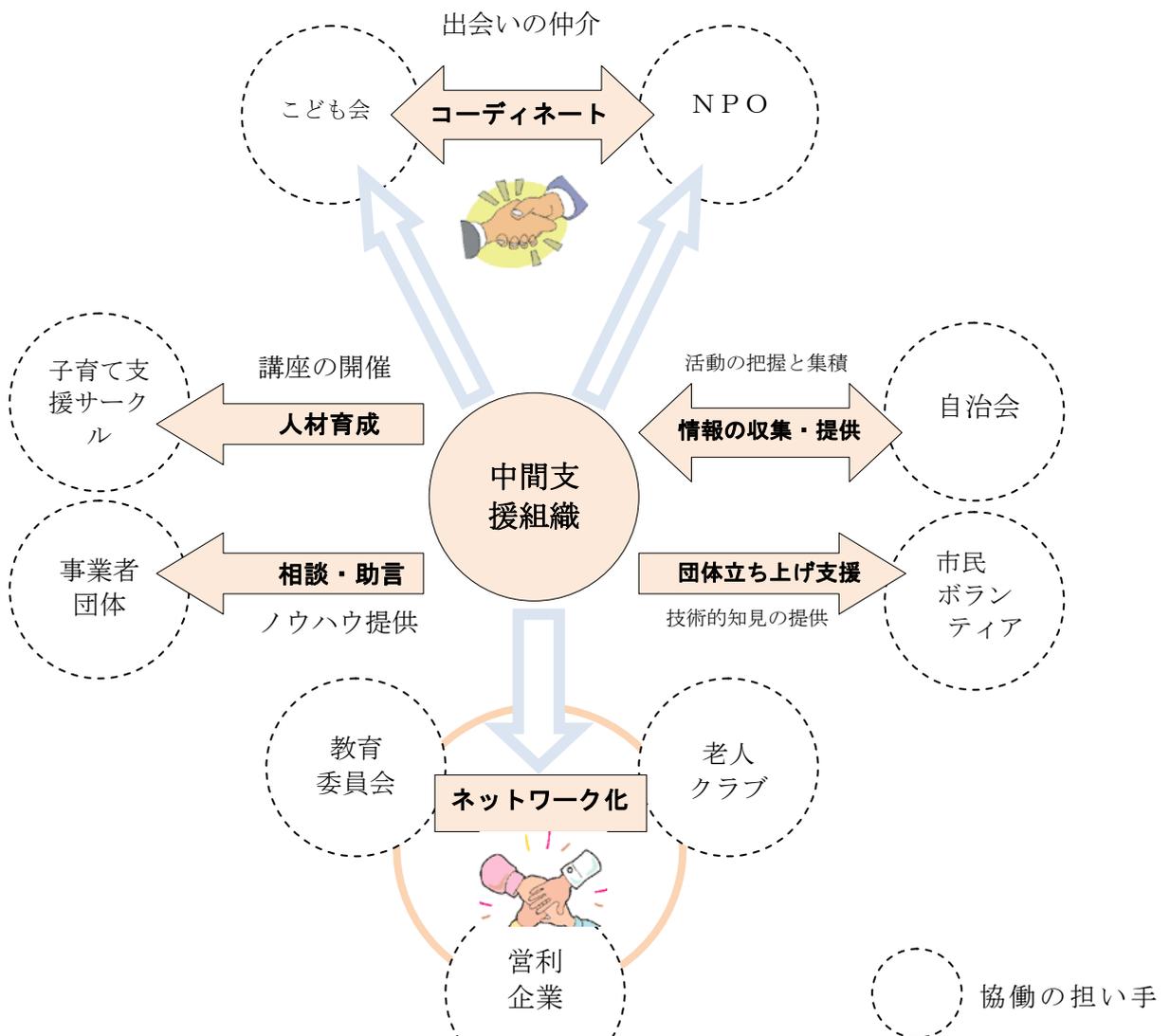
・ 中間支援組織とは…

地域で活動する「団体の運営を支援する機関」で、分野を超えて、個々のニーズに直接応える団体を支援する団体。なかにはテーマ別の目的を持って関係団体を支援する「同じ分野で活動する団体のネットワーク」もあります。

協働を推進するうえで、分野を超えて、市民と市民、市民と行政、行政と事業者などの間に立ち、運営でのアドバイスや相談、情報提供などを行い、そのパイプ役として中立的な立場で、それぞれの活動を支援し、結びつけることを目的とした組織です。近年は、それを担う団体として、NPOが設立されるケースがよく見られます。

本市の現状で言えば、分野を超えて活動する中間支援組織は十分に育っていませんが、同じ分野で活動する団体のネットワークの組織としては、社会福祉協議会や文化連盟、体育協会などがあります。

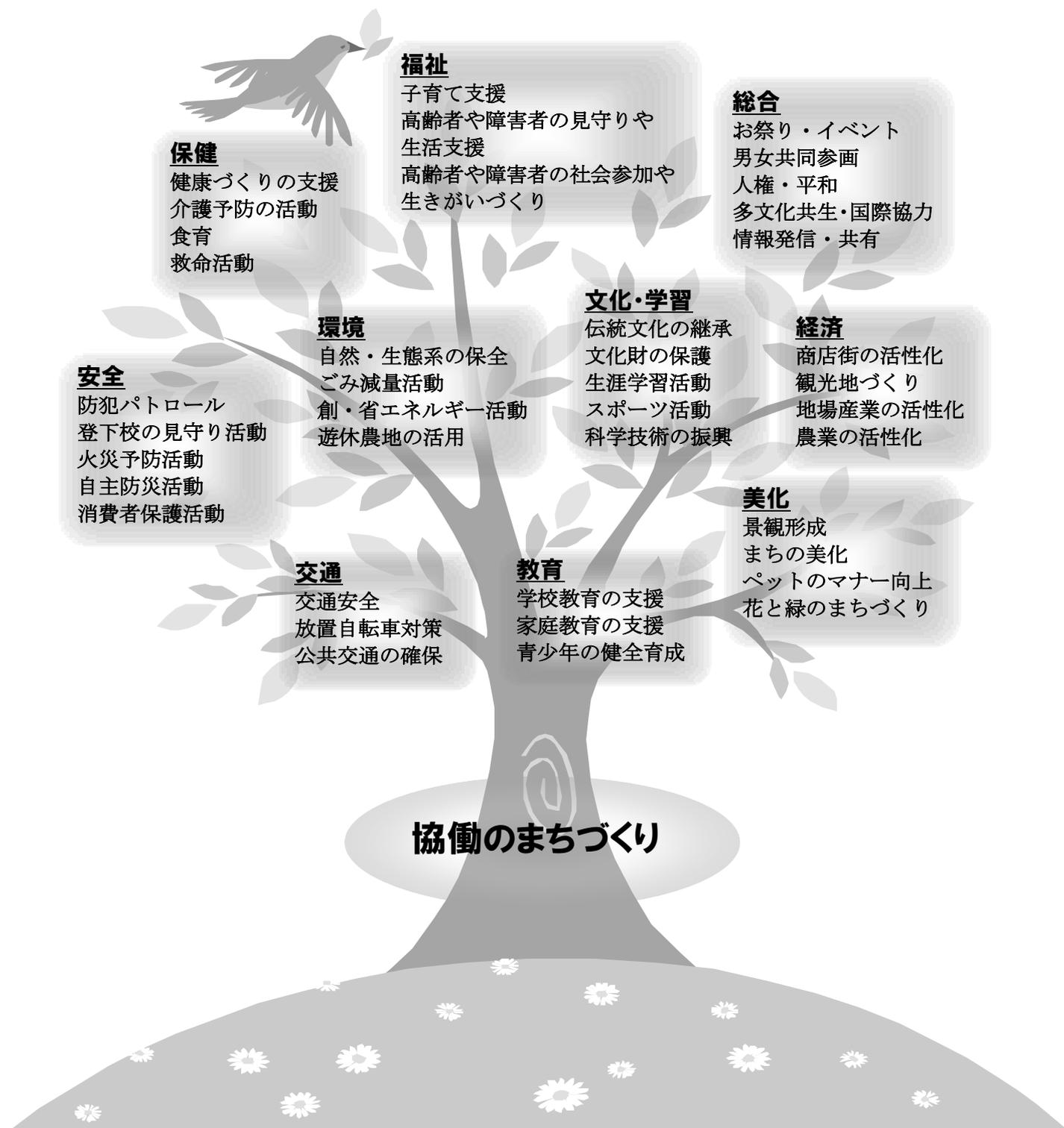
[中間支援組織の役割・イメージ]



(4) 協働の広がりが期待される分野

◆「あらゆる分野」で協働のまちづくりを進めます！

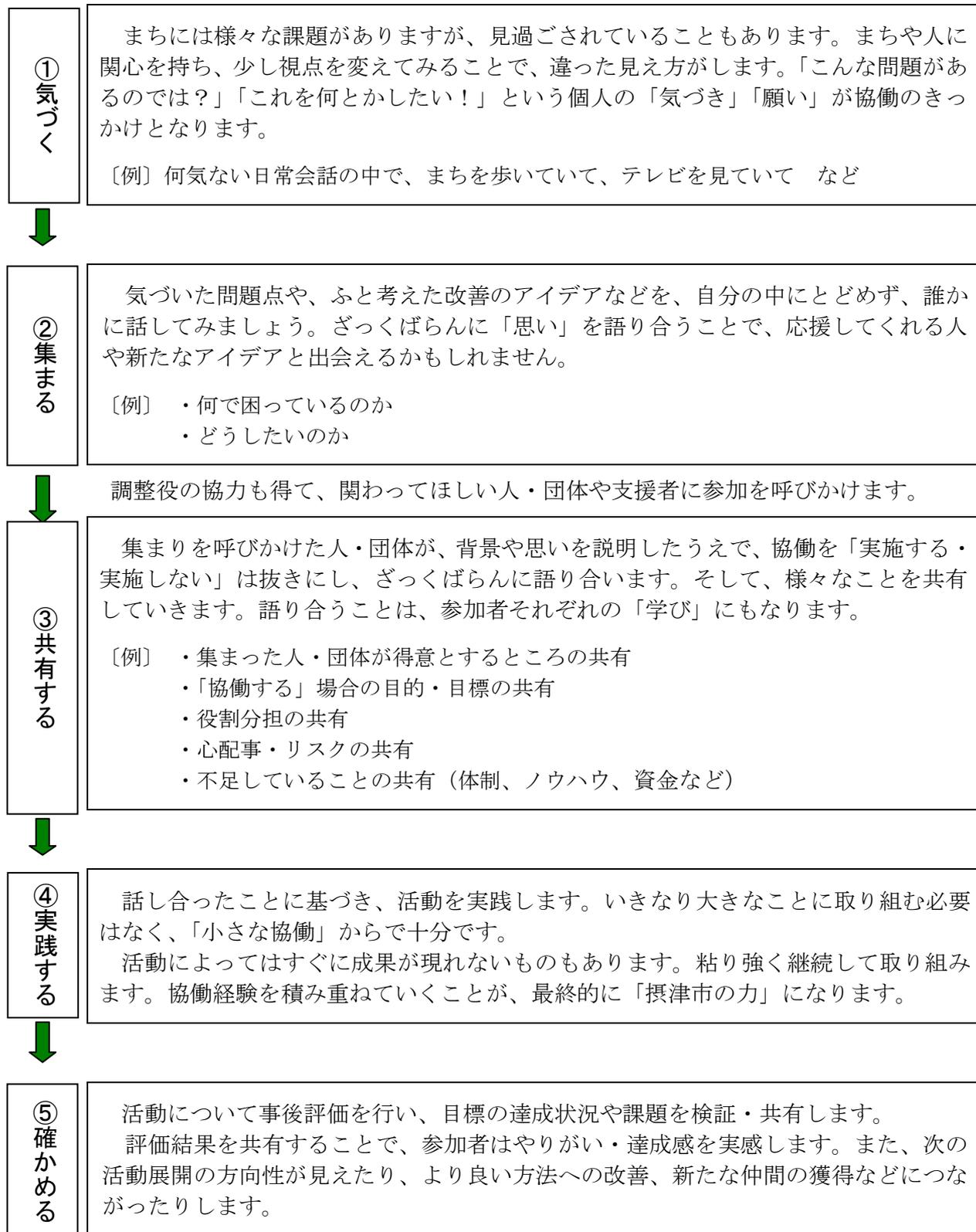
まちづくりには下図の事例のように様々な分野があります。それぞれの分野で、市民、事業者、行政などの多様な担い手が活動を日々実践しています。これらの担い手が、少しずつ連携・協力の輪を広げることで、摂津のまちがより良くなっていきます。



3. 協働の進め方

(1) 協働を組み立てるステップ

協働の始まりは、個人的な「気づき」「願い」です。個人の思いの共有の輪を広げ、共感する人・団体が集い、話し合い、協力して、実現をめざします。



(2) 協働を進めるための秘訣

次のような考え方を、協働に関わる人や団体が理解・共有して、話し合いや活動を進めていくことが望めます。

◆話し合いを進めるための秘訣

傾 聴

- *相手の話をよく聴きます。お互いを知り合うことが協働の第一歩です。
- *協働の場では、あらゆる人・団体は対等です。上下関係はありません。
- *他者とのコミュニケーションを通じて、新たな視点や考え方に気づき、アイデアが充実します。

前向き思考

- *できない理由を見つけるのではなく、できる！と考えるようにします。できることを探します。

共創(WIN-WIN関係)

- *自分のアイデアを大事にしながらか固執せず、話し合いを通じて、お互いにとってより良い解決策を見出します(第三の道)。

記 録

- *議論が後戻りしないように、記録します。
- *前回の話し合いの到達の振り返りをしてから話し合いを始めます。

大きな夢と小さな実践

- *協働はまちをより良くするために行うものです。単に話し合いで終わらせるのではなく、小さな実践につなげ、成果(カタチ)にしていきます。

◆活動を進めるための秘訣

あせらず・楽しく・一歩ずつ・そして続ける

*いろいろな考えの人が集まる中で、理想の実現を焦りません。一歩ずつ進んでいけばよしと考えます。協働をセッションととらえ、みんなで楽しみます。そして、すぐに成果が出なくてもあきらめずに続けます。

ゆるやかな連帯・ゆるやかな役割分担

*多様な人・団体の違いを受け止め、相手を理解し、認め合う“ゆるやかな連帯”でつながります。
*人・団体によって関わることには違いがあるため、いろいろな関わり方を許容します。
(例：イベントの準備や当日の協力だけでも歓迎します。)

気軽に話し合える場

*「三人寄れば文殊の知恵」といわれます。気軽に集い、「つぶやける場」をつくります。「つぶやき」への共感が広がれば、いろいろな人・団体との連携により、具体的な動きや活動につながる可能性が広がります。

情報提供・情報公開

*いくら良いことをしていても、知られていなければ利用されません。また、「知らないこと」で、不安感・不信感を持たれることもあります。
*情報を発信することで、「新たな仲間」を得ることもあります。

事故・トラブルなどの防止

*活動をしていると、事故やトラブルになりかけてヒヤリとする場面があるかもしれません。心配事やリスクに気づけば、率直に共有し、お互いに協力して未然に防止します。

親睦会

*協働を深めていくためには、お互いのことをよく知り合うことが必要です。時には親睦を深めるような機会を設けます。

(3) 協働の担い手の役割と動き方

協働のまちづくりを広げていくためには、様々な人や団体がそれぞれの役割を果たすとともに、「一歩ずつ前に歩み寄る」ことが必要です。

市民

市民の皆さんへ

- * 「気づいたこと」「何とかしたいこと」を家族や周囲の人に話してみましょう。周囲の人と同じ思いかもしれません。
- * ご近所さんと何気ない「井戸端会議」を楽しみましょう。話の中で気になることがあれば、「何とかならへんか!」と前向きに話し合い、できることから実践してみましょう。

市民（団体）の皆さんへ

- * 地域の皆さんの多様な意見や考え方に耳を傾け、問題意識や抱えている課題をしっかりと把握しましょう。そのうえで、自分たちが有する専門性やノウハウをどのように生かすことができるのかを考えてみましょう。
- * 地域には様々な人がいます。得意な人を見つけて任せてみましょう。世代により問題意識や得意とすること（外部との連携や書類作成、情報発信など）が違います。世代間で上手に連携・協力しましょう。
- * 地域で活動している様々な団体間で、気楽に話せる場を持ち、情報を共有するとともに、連携・協力しましょう。

事業者

NPOの皆さんへ

- * 地域の皆さんの多様な意見や考え方に耳を傾け、問題意識や抱えている課題をしっかりと把握しましょう。そのうえで、自分たちが有する専門性やノウハウをどのように生かすことができるのかを考えてみましょう。
- * 一足飛びに理想の実現を求めるのではなく、地域の皆さんの関心・問題意識を確かめながら、段階的に活動のレベルアップを実現しましょう。

商店・オフィス・工場、事業者団体、病院・福祉施設、学校の皆さんへ

- * 地域の一員として、事業所や施設の周辺のまちづくり活動に関心を持ちましょう。
- * 地域での活動に、できることから少しずつ参加・協力してみましょう。
- * 自社の特性や強みを生かした、自分たちにできる社会貢献活動について話し合ってみましょう。

中間支援組織

中間支援組織の皆さんへ

- *目的・テーマに沿って、適切な担い手同士をつなぐことができるように、普段から、市内外の様々な担い手とつながりを持ち、思いや得意とすることを把握しておきましょう。
- *様々な担い手の悩み・希望を把握し、中間支援活動（講座、情報提供、相談など）に反映するとともに、関係機関などに対して取組みを提案しましょう。

行政

市職員の皆さんへ

- *「協働のまちづくり」に主体者として取り組む場合、検討・協議のための時間的な余裕を見込むようにしましょう。また、できるだけ早い段階で協働のパートナーと進め方などについてのイメージを共有しましょう。
- *他の課から、「協働のまちづくり」を進めていくための協力要請があれば、前向きに相談に乗り、知恵を出し合しましょう（庁内協働）。
- *市民の皆さんから「協働についての相談」があれば、たとえ、該当する予算がなくても、前向きに相談に乗り、市役所の有する様々な情報やネットワークを提供しましょう。「調整役」（＝コーディネーター）として、市民の皆さんの取組みに協力することも重要な役割です。
- *市民や事業者、中間支援組織の活動への支援にあたっては、各団体の活動が発展するように、支援内容や関わり方を工夫してみましょう。

(4) 協働の領域と方法

行政と市民との協働の方法

行政が、「市民との協働のまちづくり」を進めていく方法としては、市民と行政との役割分担に応じて、次のような様々な方法があります。

市民による領域	市民と行政の協働による領域			行政による領域
市民が主体	市民が主体 行政が支援	市民と行政 両方が主体	行政が主体 市民が参画	行政が主体

協働の方法(例)		
[市民の活動を支援] ・情報提供 ・相談 ・調整 ・場所(会場)の提供 ・備品の貸出 ・職員の派遣(講師の派遣) ・補助・助成* ¹ ・後援* ²	[共に取り組む] ・共催* ³ ・実行委員会* ⁴ ・事業協力* ⁵	[企画立案への市民の参画*⁶] ・ワークショップ ・市民会議 ・モニター制度 ・アンケート ・パブリックコメント ・地域懇談会 ・審議会等への参画 [民間ノウハウの活用] ・委託* ⁷

*** 1 : 補助・助成**

市民が実施する事業について、行政が資金提供など財政的な支援を行うもの。

*** 2 : 後援**

市民が実施する事業について、行政が趣旨に賛同し、名義使用を承認するもの。

*** 3 : 共催**

市民と行政が主催者となって事業を行うもの。

*** 4 : 実行委員会**

行政を含めた様々な人や団体が集まって新たな組織をつくり、その組織が主催者となって事業を行うもの。

*** 5 : 事業協力**

市民と行政が一定期間、協力をして事業に取り組むもの(地域の美化・防犯活動など)。

*** 6 : 企画立案への市民の参画**

行政と市民とが企画立案段階から一緒に事業に取り組むもの、また、行政が企画立案した計画や事業に対して、市民から提案を受けたり、意見を聴いたりするもの。

*** 7 : 委託**

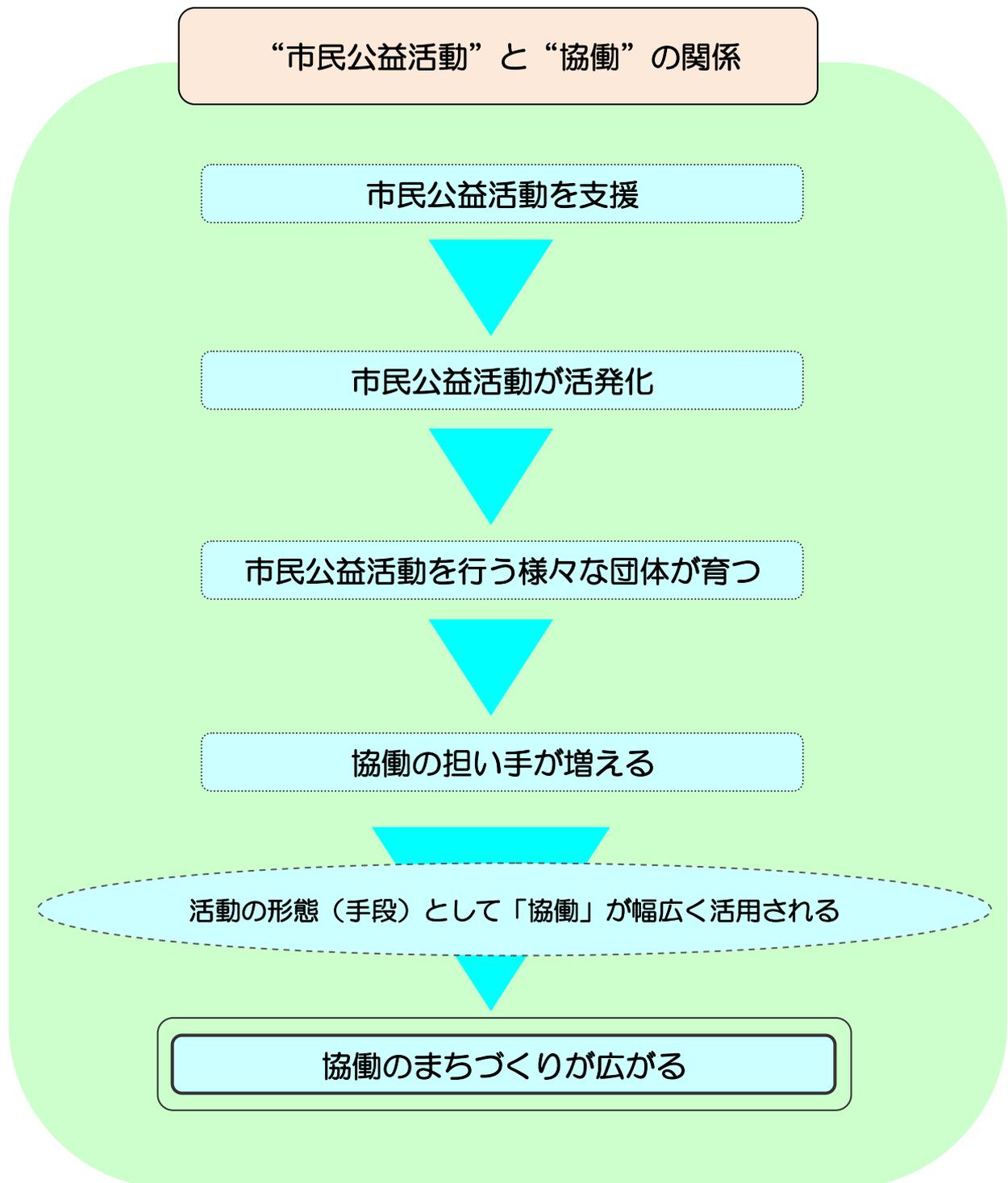
本来行政が行うべきことを、市民で行った方が良いサービスや効果が望める場合、全部または一部を委託するもの。

4. 市民公益活動を育み協働の輪を広げよう

(1) 市民公益活動と協働の関係

市民公益活動を育むことは、協働の担い手を育むことにつながっていきます。

市民公益活動が活発化すれば、協働のまちづくりが広がっていくという意味で、市民公益活動の支援は、協働のまちづくりを推進するための条件整備の手法とも言えます。



(2) 市民公益活動とは

摂津市における市民公益活動とは、以下の4つの条件を満たす活動を指し、これらの活動を支援していきます。

1

広く市民生活の向上や課題の解決を目的として自主的かつ主体的に行われる非営利活動

2

誰に対しても広く参画と受益の機会が開かれている「社会一般の利益を目的とする活動」(=「社会から求められている活動」)

3

「特定の個人の利益(私益)や団体の利益(共益)」(=「利己」)を目的としない活動

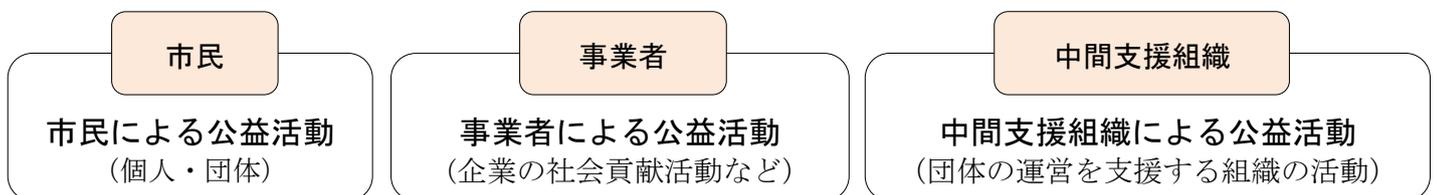
4

政治、宗教を目的としない活動

※ 公益活動かどうかは、活動の担い手(団体)によって判断するのではなく、活動目的や内容に着目し、上記の条件に照らして判断します。

◆市民公益活動の支援対象

協働の担い手である以下の人や団体が行う活動を対象に支援を行います。



* 営利活動と非営利活動

「営利活動」…活動により得られる利益を構成員に分配することを目的とする活動。

「非営利活動」…利益の分配を目的としない活動。利益を上げてもその利益を構成員で分配せず、次の活動に充てる場合を含みます。

* 参加と参画

「参加」…ある目的をもつ集まりに一員として加わり行動すること

「参画」…主体的に方針や意思決定に関わること

* 私益・共益・公益

「私益」…自分の利益

「共益」…自分たちの利益

「公益」…私益でも共益でもなく、社会一般に求められている利益で、その受益の機会が広く開かれている利益

* CSR (Corporate Social Responsibility) と社会貢献活動との関係

CSRは企業が事業活動において利益を優先するだけでなく、顧客、株主、従業員、取引先、地域社会などとの関係を重視しながら果たす社会的責任全般を指し、本市では、その中でも地域社会との関係を重視した取組みを社会貢献活動とします。

(3) 市民公益活動を育む意義

市民公益活動は、様々な可能性を持っており、協働の担い手としての役割が求められています。

社会問題解決へのきめ細かな対応

少子高齢化の進行や、市民の意識や価値観の変化などにより複雑化する社会問題に対し、まちづくりの担い手が増えることで、市民や地域の実情に応じたきめ細かな対応が期待できます。また、行政は行政でなければ対応することができない領域に重点的に対応することができます。

地域コミュニティの活性化

市民公益活動は、まちづくりへの参加意識を育て、高めます。それは、最も身近である地域について主体的に考え、自らの工夫によって地域を良くしていく力となります。さらに、活動を通じて地域住民同士のつながりが深まり、地域コミュニティが活性化していくことも期待できます。

新しい公共サービスの展開

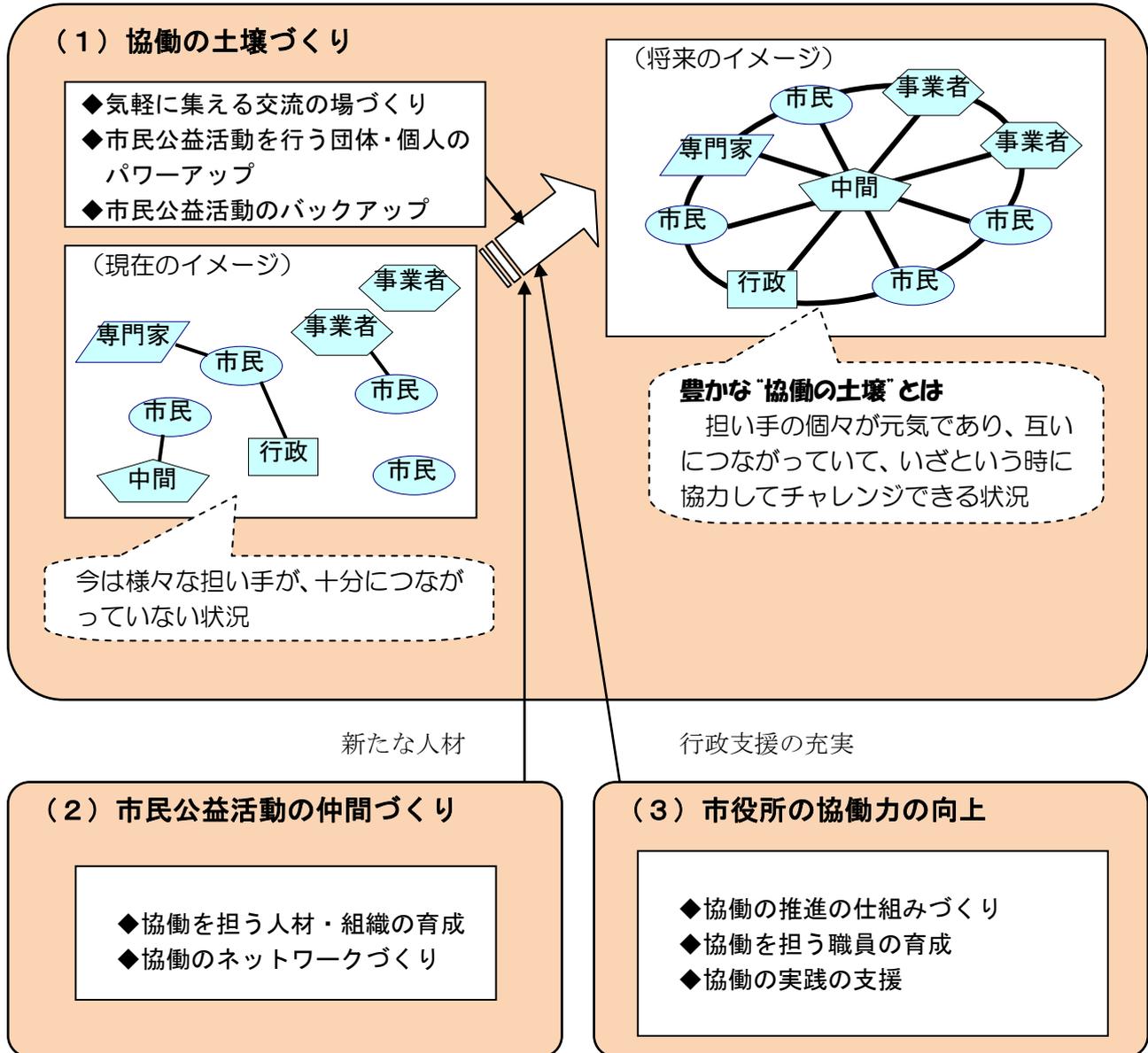
市民公益活動が発展することで、市民ニーズに合った、より効果的な公共サービスの提供が期待できます。また、新しい働き方や雇用機会、新たなサービスを生む可能性があります。それは、地域課題の解決や身近なサービスの提供を担う「新しい公共サービスの領域」の拡大につながり、公共サービスを豊かにします。

社会貢献の拡大

市民公益活動は、個人の知識や経験、アイデア、エネルギーを結集させます。活動者は自己実現が可能となるだけでなく、それぞれが培ったことを様々な場で積極的に生かすことにより、まちづくりへの参画や社会貢献ができます。事業者においては、従業員の人材育成や地域社会への貢献の機会となります。

5. 協働のまちづくりを広げていくための取組み

摂津市において市民公益活動を活発化し、協働のまちづくりを広げていくために必要な13の取組みについて、「(1) 協働の土壌づくり」「(2) 市民公益活動の仲間づくり」「(3) 市役所の協働力の向上」の3つの柱に基づき、その方向性を示していきます。



なお、取組みにあたっては、摂津市において中間支援組織が十分育っていない現状を踏まえ、市役所の協働担当部署が「中間支援」としての役割を担い、協働の担い手とのコミュニケーションを通じて、中間支援活動を行うための基盤を形成するとともに、並行して「中間支援組織」の育成に取り組み、「中間支援組織」に中間支援業務[柱の(1)と(2)]を引き継いでいくことをめざします。

(1) 協働の土壌づくり

摂津市において協働を育む豊かな土壌をつくるためには、次のような取り組みが必要です。

◆気軽に集える交流の場づくり

取組み 1

誰もが気軽に集い地域課題の話し合い・交流ができる場づくり

井戸端会議など、地域ごとや校区ごとなど、様々な単位で、気軽に市民同士が集い、それぞれが抱える課題を相談し合える場づくりの支援。

◆市民公益活動を行う団体・個人のパワーアップ

取組み 2

市民公益活動を行う団体・個人の情報発信の支援

- 多様な媒体（広報誌・ホームページ等）による情報発信
市内の様々な団体が保有する広報誌やホームページ等の媒体の幅広い活用。
各媒体に市民公益活動の情報発信、スタッフ・ボランティア募集記事等の掲載。
- 公共施設等を活用した情報発信
市内各公共施設や事業者の保有施設にて市民公益活動に関するチラシやパンフレットを設置するためのスペース確保、配布ルートの構築。

取組み 3

市民公益活動を行う団体メンバーの人材育成支援

- 基本学習講座
市民公益活動の基本的な考え方や、事例等が学べる学習講座の開催。
- リーダー養成講座
団体運営のノウハウ等が学べるリーダー養成講座の開催。
*担い手の種類やテーマごとに開催
[地域活動団体編] [テーマ型活動団体編] [NPO編] [企業編]
[中間支援組織編] [リーダー編] [広報担当者編] [会計担当者編] など

◆市民公益活動のバックアップ

取組み 4

市民公益活動のための資源情報の提供

- 利用可能施設や公共施設保有の資源についての情報提供
市民公益活動に取り組むうえで必要な資機材などの資源や利用可能施設の
情報提供（利用方法や貸出方法含む）。
- 各種補助制度の情報提供
摂津市を含めた公的機関や民間団体が実施する補助制度の情報発信。

取組み 5

市民公益活動を行うための拠点確保の支援

事業者の保有施設も含めた、市民公益活動を行うための地域における
拠点確保の支援。

取組み 6

市民公益活動のための費用確保の支援

- 立ち上げ支援制度
これから市民公益活動を行う団体に対する初動期の資金支援。
- 協働事業提案制度
協働事業の提案に基づく市民公益活動を担う団体への事業費支援。
（協働事業提案の募集→審査（選考）→費用助成→報告会の開催）
- 市民公益活動支援基金の創設等
市民・事業者等の寄附による基金創設も含めた、市民公益活動を担う団体
に資金が集まる仕組みづくり。

(2) 市民公益活動の仲間づくり

協働のまちづくりに参加する市民を増やし、輪を広げていくため、次のような取組みを行う必要があります。

◆協働を担う人材・組織の育成

取組み 7

市民公益活動や協働に関心のある市民への機会提供

- 入門講座・活動体験
市民公益活動に関わりが無かった人の「はじめの一步」となる入門講座の開催。
実践活動に参加できる仕組みづくり。
- 市民公益活動を行う団体との出会いの場の提供
市民公益活動を行う団体との出会いの機会となる交流会の開催。
興味のある人には団体へ仮入会してもらうなどの仕掛けづくりの推進。

取組み 8

協働の担い手をつなぐ中間支援組織の育成・支援

- 中間支援組織の立ち上げ支援
中間支援組織の育成に向けた、候補となる団体への支援や働きかけ。
- 中間支援組織への事業委託
協働事業提案制度の運営の事業委託。
- 中間支援組織と協働担当部署との情報共有

◆協働のネットワークづくり

取組み 9

市民公益活動を担う団体のネットワークづくりの支援

- 市民公益活動を担う団体同士の担い手交流会
- 団体の情報収集・発信
市民公益活動を行っている団体、事業者、中間支援組織などの団体情報のデータベース化と情報発信。

(3) 市役所の協働力の向上

市役所の協働力（多様な協働の担い手が分野を超えて横断的に連携できるよう、職員一人ひとりがコーディネートしていく力）を向上するため、次のような取組みを行う必要があります。

◆協働の推進の仕組みづくり

取組み 10

協働の推進状況の把握・検証と結果公表

- 庁内推進体制や第三者による評価・検証体制の構築
- 「協働レポート」（協働事例の紹介、関連施策の実施状況など）の作成・公表

取組み 11

市役所の協働力を高めるための機能の充実

- 協働推進施策の企画・実施及び協働推進状況の把握
- 協働実例での経験をもとにしたノウハウ・知見の整理と共有
- 外部とのネットワークづくり（支援者、協働の先進自治体など）
- 協働の相談・コーディネート

◆協働を担う職員の育成

取組み 12

協働を担う職員を育成するための研修や制度の充実

- 市民と合同の職員研修
市民と職員が共に学び、協働の価値観を共有できる研修の開催。
- 職員のボランティア活動の支援
- 職員の協働に関する提案の奨励
協働の手法により課題を解決につなげる提案が出るような仕組みづくり。
(職員提案制度の活用や、協働をテーマとした自主研究グループの支援など)

◆協働の実践の支援

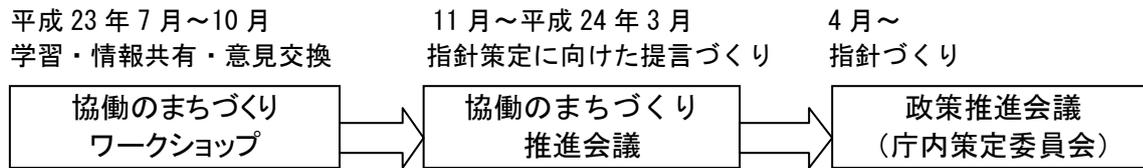
取組み 13

市民公益活動を担う団体と行政との協働モデル事業

協働モデル事業を企画段階から一緒に考え、実践、評価までを経験。

参考資料

(1) 摂津市における協働と市民公益活動支援の指針策定経過



◆協働のまちづくりワークショップ

[目的]

第 4 次摂津市総合計画のめざす将来像「みんなが育む つながりのまち 摂津」を実現するため、協働の指針を策定するに先立ち、市民と職員が協働や市民活動支援について学習、情報共有、意見交換などを行い、摂津市がめざす協働の姿について、ともに考えることにより、それぞれの活動や業務、協働事業に生かしていくことを目的とし開催しました。また、この場で聴取した提案は、協働のまちづく推進会議での提言作成にあたっての基礎資料としました。

[活動経過]

回	開催日	テーマ	内 容
1	平成 23 年 7 月 15 日(金)	協働って 何？	・他己紹介 ・グループワーク：自分が考える「協働」
2	7 月 26 日(火)	摂津市の 協働を 知ろう①	・グループワーク：市民と行政、市民と市民など様々な立場の人 と活動した事例・経験に基づいて…「どういう時にその活動が うまくいき、どういう時にうまくいかなかったのか
3	8 月 5 日(金)	摂津市の 協働を 知ろう②	・グループワーク：市民と行政、市民と市民など様々な立場の人 と活動した事例・経験に基づいて…協働するために必要な秘訣 やポイントのキャッチフレーズをつくる
4	9 月 16 日(金)	他都市での 協働は？①	・先進都市からゲストを招き、活動に至る経緯や実現しようとす ること、日ごろの活動内容などを聞き、交流 ゲストスピーカー 特定非営利活動法人 かわちながの市民公益活動推進委員会 事務局長 常石宜子さん (河内長野市立市民公益活動支援センター運営)
5	10 月 4 日(火)	他都市での 協働は？②	・先進都市からゲストを招き、活動に至る経緯や実現しようとす ること、日ごろの活動内容などを聞き、交流 ゲストスピーカー 特定非営利活動法人 S E I N 代表理事 湯川まゆみさん (堺市市民活動コーナー運営)
6	10 月 14 日(金)	協働で摂津 市をどんな まちにした い？	・全体会：これまでのワークショップを振り返り、「摂津市の協 働、こうなったらいいな」ということを考える
7	10 月 21 日(金)	摂津市で “いい 協 働”を拡げ るために大 切なこと	・グループワーク：「摂津市の協働、こうなったらいいな」とい うことを考える

[設置要綱]

摂津市協働のまちづくりワークショップ設置要綱

(設置及び目的)

第1条 第4次摂津市総合計画のめざす将来像の実現に向け、協働によるまちづくりの推進や市民活動の支援について幅広く意見を求めるため、摂津市協働のまちづくりワークショップ（以下「ワークショップ」という。）を設置する。

(活動内容)

第2条 ワークショップは、本市がめざす協働の姿について、学習や情報共有を行い、意見を述べるものとする。

(構成)

第3条 ワークショップは、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 市民活動者
- (2) 公募市民
- (3) 市職員

2 構成員の数は20人程度とする。

(ファシリテーター)

第4条 ワークショップを運営するために、ファシリテーターを置く。

(設置期間)

第5条 ワークショップの設置期間は、設置目的が達成されたときまでとする。

(事務局)

第6条 ワークショップの事務局は、市長公室政策推進課に置く。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、ワークショップの運営に関し必要な事項は、構成員が協議し別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

◆協働のまちづくり推進会議

[目的]

第4次摂津市総合計画のめざす将来像の実現に向けて、協働によるまちづくりの推進及び市民活動の支援についての指針を策定するにあたり、提言していただくことを目的とし、開催しました。

[検討経過]

回	開催日	検討事項
1	平成23年 11月14日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱式 ・会長及び副会長の選任 ・会議の進め方について ・摂津市協働のまちづくりワークショップの報告 ・「(仮称) 摂津市協働と市民活動支援の指針」の構成案について ・意見交換
2	11月29日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ゲストスピーカーによる講演 尼崎市健康福祉局衛生研究所 西村邦子氏 「協働のまちづくりの基本方向 ～きょうDOガイドライン～」の策定から今日まで ・意見交換
3	12月7日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・摂津市の現状について ・協働の定義等について ・摂津市で今後増やしていきたい協働のイメージについて
4	12月20日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・摂津市の現状について ・提言書の主要部分についての意見交換
5	平成24年 1月24日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称) 摂津市協働と市民活動支援の指針策定への提案(中間とりまとめ)の検討
6	2月9日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称) 摂津市協働と市民公益活動支援の指針策定への提案(とりまとめ素案)の検討
7	2月21日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称) 摂津市協働と市民公益活動支援の指針策定への提案(案)の検討
	3月6日(火)	起草委員会
	3月14日(水)	起草委員会
	3月22日(木)	市長に提言書提出

[設置要綱]

摂津市協働のまちづくり推進会議 設置要綱

(設置)

第1条 第4次摂津市総合計画のめざす将来像の実現に向け、協働によるまちづくりの推進及び市民活動の支援についての指針（以下「指針」という。）を策定するにあたり、幅広く意見を求めるため、摂津市協働のまちづくり推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 指針策定に係る意見又は提言に関すること。
- (2) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体者
- (3) 公募事業者
- (4) 摂津市協働のまちづくりワークショップ代表者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、市長に提言する日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長をそれぞれ1名置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。
- 3 会長は、会議を代表し、会務を総理し、その会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、必要に応じ会長が招集する。

- 2 会議において必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 3 会議は、原則公開とする。ただし、当該会議を公開することにより、議事運営その他会議の目的が達成できなくなると認められるときは、会議を非公開とすることができる。

(部会)

第7条 会長が必要と認めたときは、会議の担当事務を分掌させるため、会議に部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員をもって組織し、部会長は、部会委員の互選による。

3 部会長は、第1項の規定によるその部会に分掌させられた事務を掌理し、部会における審議の経過及び結果を会議に報告しなければならない。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長が指名した者がその職務を代理する。

5 前各号に定めるもののほか、部会の運営について必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、市長公室政策推進課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年10月14日から施行する。

[委員名簿]

(敬称略 所属は委員就任当時のもの)

	氏名	所属	備考
1	久 隆浩	近畿大学総合社会学部	会長* 起草委員
2	武田 登	摂津市自治連合会	
3	原田 貞雄	摂津市社会福祉協議会	
4	水口 道子	摂津市ネットワーク・チャオ	起草委員
5	荒西 増美	オリムピア製菓株式会社	
6	大場 良郎	塩野義製菓株式会社	
7	榎谷 佳純	摂津市地域コーディネーター連絡会	副会長* 起草委員
8	川上三千代	NPO法人キッズぽてと	* 起草委員
9	川西 通公	社団法人摂津青年会議所	*
10	前川 茂	協働のまちづくりワークショップ公募市民	*
11	南 陽介	大阪人間科学大学大学院	* 起草委員
12	山谷 二郎	協働のまちづくりワークショップ公募市民	*
13	檜本 宏充	摂津市職員	*
14	丹羽 和人	摂津市職員	*
15	廣瀬 一郎	摂津市職員	* 起草委員

*…協働のまちづくりワークショップ代表者

◆政策推進会議（庁内策定委員会）

[目的]

協働のまちづくり推進会議の提言書「(仮称)摂津市協働と市民公益活動支援の指針策定への提案」を受け、市の協働のまちづくりの推進及び市民公益活動の支援についての指針を策定することを目的に開催しました。

[検討経過]

回	開催日	検討事項
1	平成 24 年 4 月 19 日（木）	・ 会議の進め方について ・ 「(仮称)摂津市協働と市民公益活動支援の指針策定への提案」について ・ 意見交換
2	5 月 22 日（火）	・ 「摂津市における協働と市民公益活動支援の指針（素案）」について ・ 意見交換
3	6 月 29 日（金）	・ 「摂津市における協働と市民公益活動支援の指針（素案）」について ・ 意見交換
	7 月 10 日（火） ～ 8 月 10 日（金）	・ 「摂津市における協働と市民公益活動支援の指針（案）」の公開、パブリックコメントの実施
	9 月	「摂津市協働と市民公益活動支援の指針」策定

[設置要綱]

政策推進会議設置要綱

（設置）

第 1 条 本市の各部門における主要な政策の調整を図りながら、社会変化と市民ニーズの多様化に柔軟、迅速かつ適切に対応し、円滑な市政運営に資するため、政策推進会議を設置する。

（職務）

第 2 条 政策推進会議は、次の事項を審議する。

- (1) 各部門間の政策の調整に関する事。
- (2) 行政課題及び新規施策の調査、研究及び推進に関する事。
- (3) 施策の優先順位付けのための方針に関する事。
- (4) その他市政運営に関する事。

（組織）

第 3 条 政策推進会議は、市長公室、総務部、生活環境部、保健福祉部、都市整備部、土木下水道部、水道部、消防本部、教育総務部、次世代育成部、生涯学習部、会計室、議会事務局及び監査委員事務局の次長級職員（次長を置かない部にあつては当該部の庶務担当課長。以下「次長等」という。）をもって組織する。

2 政策推進会議の座長は、市長公室次長をもって充てる。

3 座長は、必要に応じ、第 1 項に規定する者以外の者を政策推進会議に出席させることができる。

4 特定の行政課題の調査研究及び推進を図るため、政策推進会議に作業部会を置き、作業部会の組織及び名称等については、政策推進会議に諮って定める。

(付議手続)

第4条 次長等は、政策推進会議に付すべき事案が生じたときは、原則として開催日の1週間前までに当該事案に関係書類を添えて、座長に申し出るものとする。

(開催日)

第5条 政策推進会議は、各次長の求めに応じ、座長が必要と認めたときに開催する。

2 前項の規定にかかわらず、第2条各号別記に関することで、座長が特に必要と認めたときに開催できるものとする。

(審議結果の通知)

第6条 政策推進会議の審議結果については、各部の庶務担当課長に通知する。

(庶務)

第7条 政策推進会議の庶務は、市長公室政策推進課が行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか政策推進会議の運営に必要な事項は、座長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成10年4月14日から施行する。

附 則 (平成20年4月1日撰市政第9号)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年4月1日撰市政第15号)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月23日撰市政第398号)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

関係課 (第3条第3項関係) (順不同)
・人権女性政策課長 ・自治振興課長 ・産業振興課長 ・市民活動支援課長
・保健福祉課長 ・こども教育課長 ・生涯学習課長

(2) 協働の事例

■協働事例 1 正雀駅前たそがれコンサート

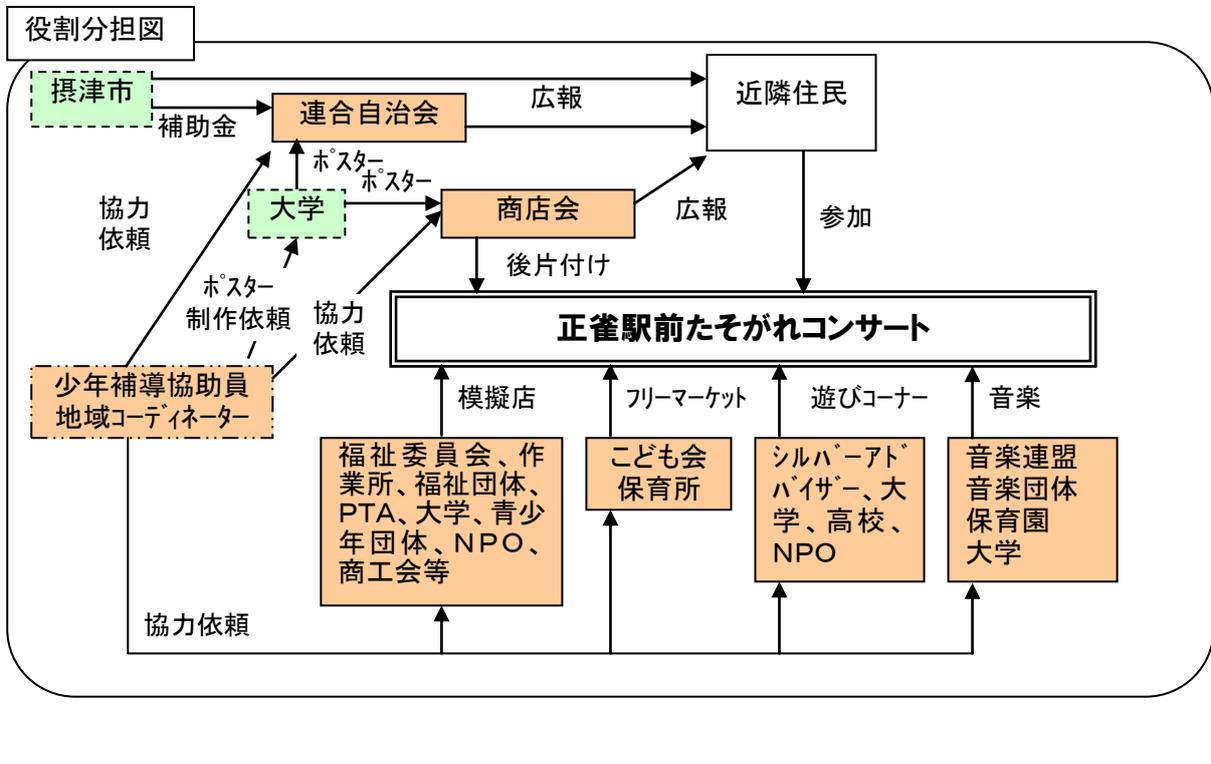
始まり 「正雀駅前たそがれコンサート」は、摂津市音楽連盟会長が一人の自治会長との雑談の中で「演奏できる場がつかれないかなあ」とつぶやいたことがきっかけで、平成4年に始まりました。自治会長は、近隣の4人の自治会長と、集客に悩んでいた3つの商店会に働きかけました。当初、事業資金は各団体が拠出しましたが、平成10年以降は、市が創設した「地域活性化事業補助金制度」を活用し、資金助成を受けるようになりました。

変革 平成18年、「高齢化による作業困難」に加え「音楽連盟の行事を手伝っている」という思いが先に立ち、「自分たちの（地域を良くする）ための行事」とはなかなか理解できず「もう止めようか」と開催を見合わせる空気が地域の側に広がる中、「裏方もなく全員参加型で楽しむ催しにしたらいいのでは」との声が挙がりました。

今 そこで、「コンサートだから音楽がいっぱい」に加えて「コンサートだけ音楽だけじゃない」と、地域の各種団体とのつながりを持っていた地域コーディネーターと少年補導員が「調整役」となり、40を超える地域の団体を糾合して開催が実現しました。“お客さん”として参加する近隣住民を含めて、「参加者みんなで楽しむ地域のお祭り」として実施しています。



大阪人間科学大学の学生が制作したポスター

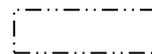
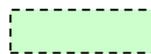
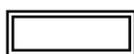


(凡例) 協働で取り組むこと

主体者

支援者

調整役



■協働事例 2 あかりプロジェクト

始まり

「あかりプロジェクト」は、大阪人間科学大学の学生が照明デザイン作品やキャンドルアートをまちに展示し、摂津市の地域活性化を目的に大学と地域との交流の場をつくり、行政や地域と協力して実現する光のデザインプロジェクトです。同大学が「全国まちづくりカレッジ 2008 in 摂津」を主催したことから始まり、その後、キャンパスを飛び出し、庄屋公園を会場に開催しています。

2009年からは「あかりプロジェクト実行委員会」を設立し、地域のイベントに参加して住民と交流するなど、大学の行事としてだけではなく、幅広い年代の人々が参加することができる地域のイベントへと成長しています。

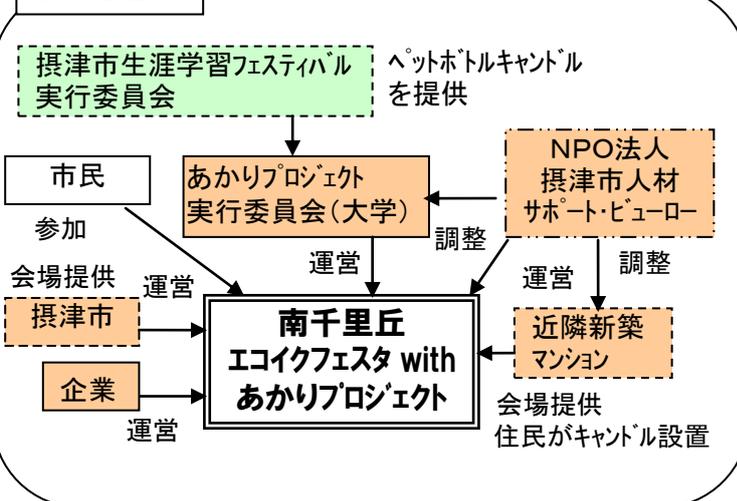
広がり

2010年からは、エコを身近に体感しながら、人と人との輪を広げるイベント「南千里丘エコイクフェスタ」に参加しています。これは、市や企業、市民との協働で開催しており、環境教育やリサイクル事業に取り組む、NPO法人摂津市人材サポート・ビューローの声掛けにより、「南千里丘エコイクフェスタ with あかりプロジェクト」として大学が加わることになりました。

イベントでは、市立コミュニティプラザや境川せせらぎ緑道を会場に、「摂津市生涯学習フェスティバル実行委員会」に提供してもらったペットボトルキャンドルなどで光の演出をしました。

2011年には、近隣の新築マンションの一部を会場に、住民によるペットボトルキャンドルの設置も行われ、あかりプロジェクトによるまちづくりの輪が広がっています。

役割分担図



主体者の声 (実行委員会)

「あかりプロジェクト」の良さは、地域のまちづくりに協力できる、地域住民や行政、企業と連携することができる、大学での研究成果を実現できることなどです。

南千里丘のまちは環境に配慮した都市計画がされており、エコイクフェスタもリサイクルやリユース、節電がコンセプトとなっています。住民参加のワークショップも開催されており、これからも、多くの人とともに作り上げるイベントに関わっていきたいと考えています。

調整役の声 (NPO法人)

「南千里丘エコイクフェスタ with あかりプロジェクト」は、まちびらきによって居住し始めた住民がまちづくりに参加するきっかけづくりとして重要でした。開催前から環境に関するイベントを行い、環境問題の共有に取り組みました。一方で、企業と関係団体との間で、連携を密にして協働のまちづくりを進めていくことは、大変難しいことでした。

環境を良くする取組みを通して、人と人、まちと人とのつながりを深めていきたいと思っています。

■協働事例3 チューリップ・アート in 摂津

始まり

「チューリップ・アート in 摂津実行委員会」は、平成 16 年に市が開催した都市景観まちづくりワークショップから誕生しました。市民の皆さんに景観について身近に感じてもらうと、チューリップの花びらを利用したフラワーアートを行うことにしたのです。花びらはワークショップに参加していた市職員のつながりで、富山県入善町から取り寄せることにしました。

最初は手探りで作業を行い、現地での花びらの摘み取り・運搬は、メンバーのトラックや自家用車を使って行い、会場設営メンバーは、地元のこども会の協力を得て、下絵・花びらの敷き並べをしました。

今、そしてこれから

回数を重ね、今ではかかる経費を全てメンバーが募金で集め、花摘みもバスをチャーターしてメンバーが行います。入善町では新聞やケーブルテレビの取材を受け、イベントにも参加し、私たちの知名度が上がってきたため、町の農家では花摘み作業の終わった花びらを捨てず、私たちのために保管してくださるところもあります。

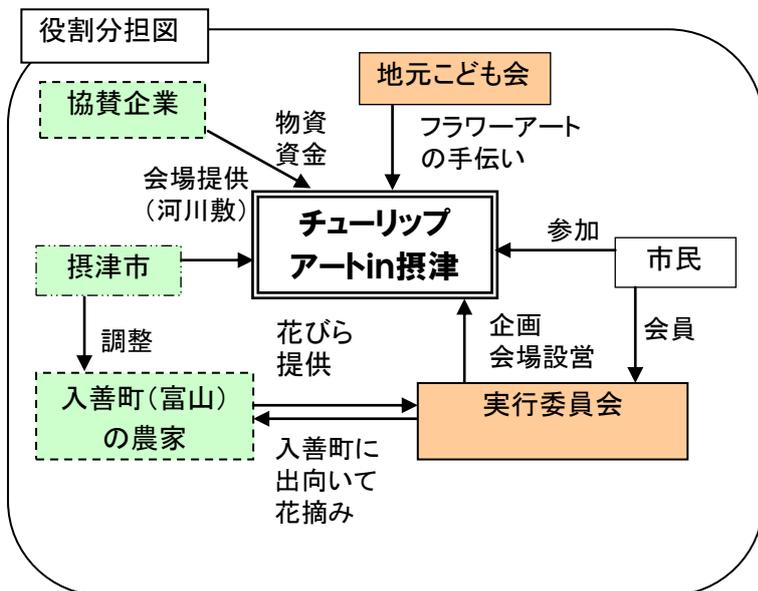
これからも私たちは、市民の皆さんに景観について親しみを持ってもらえるよう活動を続けていきたいと考えています。市内では、道路の花壇にチューリップを植えて、自ら維持管理をし、まちに春の彩りを添えています。また、花摘み先の球根を購入し、市内小学校等に無料配布を行っており、入善町と摂津市の交流が一層深まることを願っています。



主体者の声（実行委員会）

「チューリップ・アート in 摂津」は、平成 24 年で 9 回目を迎えます。入善町への花摘み班と設営班との 2 班編成で各人が自分の持ち場を知恵と創意工夫でやり遂げ、みんなの力が合わさって作品となります。完成時の達成感は大きな喜びです。

将来の気になるところは、球根農家の高齢化でチューリップ畑が減少していること、我々ボランティアの高齢化です。この事業が認知されているこの時期に、若い人たちにどのようにつなげていくかが課題です。



調整役の声（行政）

行政は、会員の活動がスムーズに運ぶよう支援していますが、一緒に汗を流すことが多くあります。

そうした活動を通して、一つのイベントをつくり上げる難しさと喜びを実感していますが、この気持ちを感じる事が協働の原点ではないかと思えます。

■協働事例 4 動いていると つながっていく！ ～子育て支援の取組み～

始まり・つながり・広がり

「NPO 法人キッズぽてと」は、市立婦人労働会館（現・男女共同参画センター）の講座の一時保育を行うメンバーが集まってできた団体で、平成 14 年に NPO 法人になりました。

子育て支援の活動を通して様々な人とつながりが生まれ、また次につながっていき、自分たちだけでできなかったことが、広がりをもってできるようになりました。

大学と

大阪薫英女子短期大学の学生に、年 2 回「つどいのひろば」で催し物をしてもらっています。企画も一緒にしています。このつながりから、大学の授業の中で、地域の子育て支援についての講座を行いました。

市内の子育て支援グループと

「絵本であそぼ！みんなであそぼ！」を毎年開催しています。きっかけは、市の予算で講師を呼び、イベントをしようかという話になったとき、それなら市内にはいろいろなことができるグループがたくさんあるので、みんなで作ってみよう！となったことが始まりです。

パパグループと

市から委託を受け、平成 22・23 年度と父親向けの講座を行いました。その受講者が中心となり、パパのグループが立ち上がりつつあります。このグループと協働して「ひよっこひろば」の夏休み企画を行ってみようということになりました。

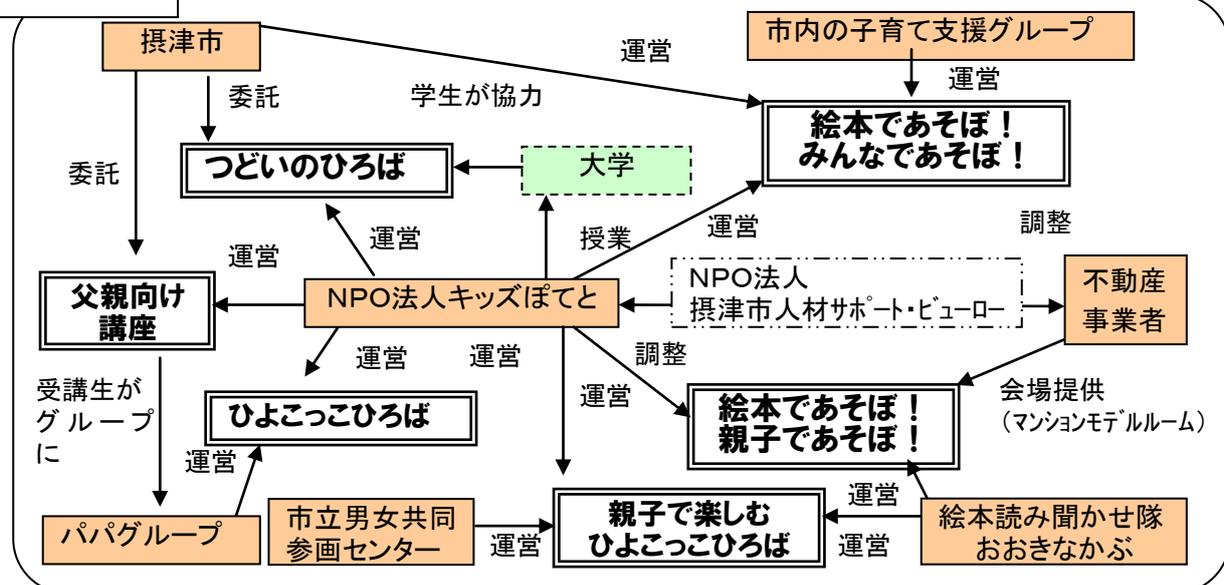
企業と

上記のイベントで協働しているグループの一つ「絵本読み聞かせ隊おおきなかぶ」と、南千里丘のマンションモデルルームで「絵本であそぼ！親子であそぼ！」を開催しました。これは、「NPO 法人摂津市人材サポート・ビューロー」が調整役となり、つなげてくれたものです。

市立男女共同参画センターと

その経験をもとに平成 23 年度からは男女共同参画センターとの協働事業として「親子で楽しむひよっこひろば」を「絵本読み聞かせ隊おおきなかぶ」と一緒に行っています。

役割分担図



■協働事例5 男女共同参画市民企画協働事業

始まり

市立男女共同参画センター（以下「センター」）で実施していた「共催・後援事業」を平成23年度にリニューアルしたものが「男女共同参画市民企画協働事業」です。「男女共同参画社会の実現」は、行政はもちろん、市民の活動の中で広めていただくことが大切です。そこで、男女共同参画社会の実現につながるテーマの企画を実施する市民活動団体を募集し、センターは場の提供や広報、講師謝礼の補助などを実施する本事業がスタートしました。

今、そしてこれから

この事業には、①団体の通常の活動を広く公開する「ふらっと企画」、②団体が企画し、運営をセンターと共に実施する「チャレンジ企画」、③団体が企画・運営する「ジャンプ企画」の3コースがあります。ふらっと企画・ジャンプ企画については、男女共同参画社会の実現をめざす「男女共同参画推進団体」のみを実施対象としていますが、チャレンジ企画については、摂津市の市民活動団体であれば応募が可能です。ただし、めざすテーマにマッチしているかどうかをプレゼンテーションによって審査し選考します。

チャレンジ企画については、幅広く様々な分野の団体等と、男女共同参画社会の実現につながるテーマの企画によって、つながれる仕組みづくりが必要であると考えています。

さらに

男女共同参画市民協働事業

「男女共同参画市民企画協働事業」とは別に「男女共同参画市民協働事業」があります。前者は市民活動団体が企画された事業であるのに対し、こちらは、センターが企画したものを同様の趣旨で活動する複数の市民活動団体が協力し運営するものです。

平成23年度は、NPO 法人キッズぽてと、絵本読み聞かせ隊おおきなかぶと一緒に毎月第三木曜日に「親子で楽しむひよっこひろば」を実施しています。



各コースの
支援内容です。



①ふらっと企画

随時募集

- *センター交流室及び付属備品の提供
- *センターホームページやセンター内掲示板による広報
- *市立コミュニティプラザ内のチラシの配架・配布協力

②チャレンジ企画

4月に募集（3企画）

- *講師謝礼の補助
- *お子さんの一時預かりの補助
- *開催場所及び付属備品の提供
- *市広報、センターホームページ、セミナーガイドなどによる広報
- *市内公共施設へのチラシ配架
- *チラシの印刷（200枚まで）
- *講座の予約受付

③ジャンプ企画

随時募集（6企画）

- *開催場所及び付属備品の提供
- *市広報、センターホームページ、セミナーガイドなどによる広報
- *市内公共施設へのチラシ配架
- *講座の予約受付

■協働事例6 淀川わいわいガヤガヤ祭

始まり 平成22年9月に開催された「第4回生涯学習サミット（教育委員会主催）」で、『淀川の自然と河川敷を利用したまちづくり』をテーマとした市民によるグループワークが行われ、その中の一つに淀川河川敷を利用したイベントの提案があり、それが「淀川わいわいガヤガヤ祭」の原型となりました。その提案の具現化を生涯学習大学の卒業生で構成する「摂津市まちづくり研究室」が担当することになり、その後、淀川わいわいガヤガヤ祭準備委員会、地域住民を巻き込んで同実行委員会が設置され、実現に向けて検討を進めました。



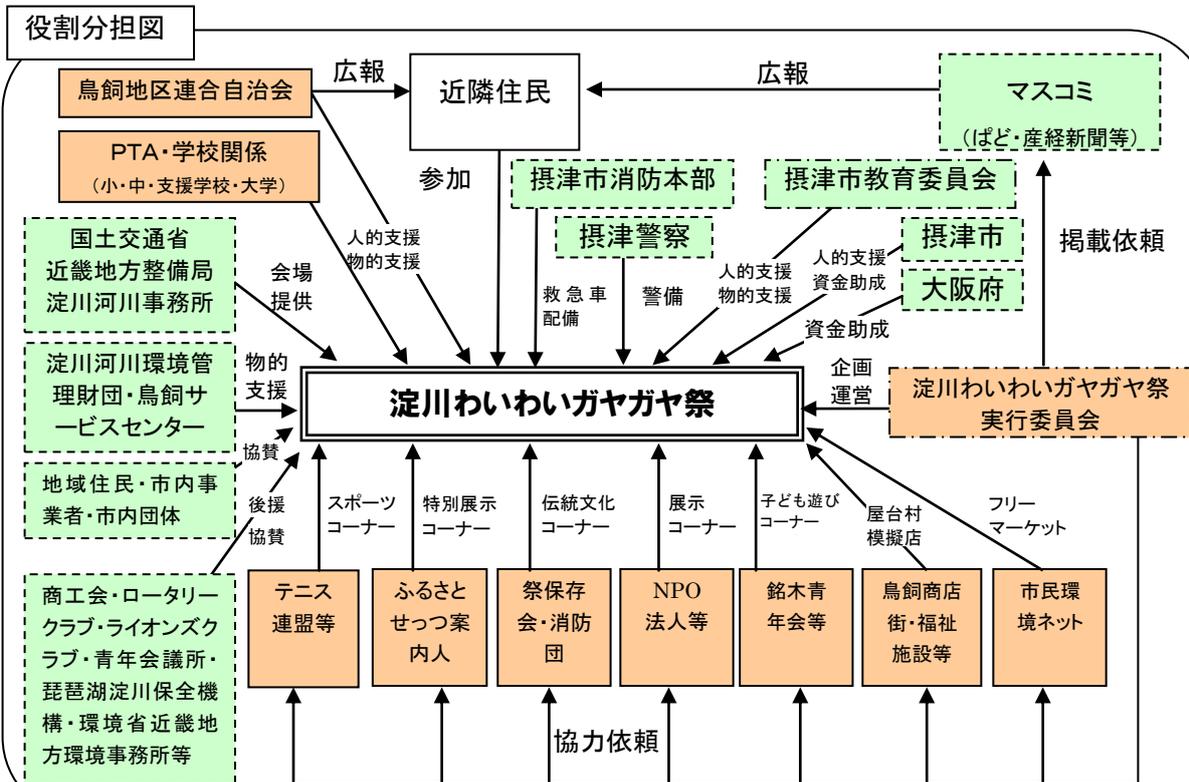
タイヤチューブを使ったイカダ作り

取組み すべてが初めてで、手探りのなか、意見交換を重ねて、一步一步前に進めました。大規模イベントなので、会場や予算、地域団体の協力が大きな課題でした。まずイベントの明確なコンセプトと実施要領を作成するところから始め、それを基に、会場は、国土交通省淀川河川事務所から賛同・協力をいただき、予算は、大阪府や摂津市からの助成の他、実行委員が走り回り、市内事業者・団体等からの協賛金や広告費を集めました。また、パネル展示や各種コーナーの運営参加、資機材・備品の貸与などは、地域の自治会や文化・スポーツ関係団体をはじめとする多くの団体の協力を得ることができました。



銘木青年会の協力による木工教室

第1回開催とこれから 平成24年6月2日（土）に第1回が盛大に開催され、地域住民をはじめ2,800名の来場者がありました。来場者からは「淀川でこのような大きなイベントは初めてでとても楽しかった」と言ってもらい、大変好評でした。継続が大事であり、市内全域、近隣市からも関心を持ってもらえるイベントとなるよう第2回開催に向けて取り組んでいます。



(3) 用語の解説

自助・共助	「自助」は個人や家族の助け合いで課題の解決を行うことを言い、「共助」は地域社会で互いに助け合い課題を解決することを言います。他に国や自治体などの公的機関による支援をさす「公助」もあります。
保護司	犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える、法務大臣から委嘱されたボランティアです。主には、保護観察を受けている少年や大人の指導、刑務所や少年院に入っている人の帰住先の調整や犯罪予防活動を行っています。
NPO	「NPO (NonProfit Organization)」とは、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。このうち「特定非営利活動法人 (NPO 法人)」とは、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人で、法人格の有無を問わず、様々な分野（福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力など）で、社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されています。
社会的企業	「社会性」「事業性」「革新性」を要件とし、社会的課題を市場として捉え、ビジネス的な手法を用いて、その解決を目的とする事業体のこと。NPO 法人や株式会社、協同組合など形態は様々です。
社会教育関係団体	主として青少年や成人に対する社会教育活動を目的として、スポーツ、文化、芸術等の事業を行う団体で、法人格の有無は問わず、その運営に関して国や地方公共団体の干渉等を受けない、自主的な民間団体をいいます。
協同組合	個人消費者、中小事業者などが、その生活や事業の改善を目的とした協同活動を行うため、共同で出資して設立する組合をさします。主なものとして、農業協同組合、生活協同組合などがあります。
事業者団体	事業者としての共通の利益を増進することを主目的とする、事業者の連合組織などをさします。

社会福祉協議会

社会福祉法において地域福祉を推進する団体として位置づけられ、全国すべての都道府県・市区町村に設置されています。地域住民やボランティア、医療・保健・福祉などの関係者や行政の協力を得て活動する民間団体で、福祉分野の中間支援組織と言えます。

第三セクター

民間の資金と能力を導入して共同で行うことを目的とし、国や地方公共団体（第一セクター）と民間事業者（第二セクター）との共同出資により設立された法人で、地域開発・交通など、様々な分野ごとに設立されています。

外郭団体

国や地方公共団体から出資・補助金を受けるなどして、補完的な業務を行う団体のこと。事業・活動の内容や人事などの面で密接な関連をもつが、設立の経緯、目的、組織形態、国や地方公共団体の出資割合や出向職員数など、そのあり方は多種多様です。



摂津市における協働と市民公益活動支援の指針

平成 24 年（2012 年）9 月発行

編集・発行 / 摂津市 市長公室 政策推進課・生活環境部 市民活動支援課
〒566-8555 大阪府摂津市三島一丁目 1 番 1 号
電 話 06-6383-1111（大代表）
072-638-0007（代表）